

災害時における停電復旧作業および啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書

千葉市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社千葉総支社（以下「乙」という。）は、令和2年2月25日に締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定書」に基づき、停電復旧に係る作業に支障となる樹木などの障害物の除去等（以下「復旧作業」という。）及び同復旧に係る甲の管理する道路上の障害物の除去等（以下「啓開作業」という。）並びに予防措置に関して、次のとおり必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第1条 本覚書は、災害対策基本法（以下「災対法」という。）及び道路法に基づいて、甲及び乙が復旧作業と啓開作業を早急に実施するため、円滑に作業に当たれるよう相互協力をを行うことを目的とする。

（対象区域）

第2条 対象とする区域は、道路法その他関係法令及び千葉市公有財産規則などに基づき甲が管理している国道、県道、市道、千葉市法定外道路条例による指定道路、里道、農道等に関連する区域とし、必要に応じて周辺の区域を含め対象とする。

（復旧作業及び啓開作業の協力）

第3条 乙は、応急措置を実施するために必要があるときは、甲に対して必要な復旧作業及び啓開作業を要請することができる。なお、要請にあたっては協議の上、書面をもって行うこととする。

2 甲は、前項の要請が正当であると認めるときは、その要請に応じて、可能な範囲において優先的、積極的に復旧作業及び啓開作業を実施する。

3 甲が復旧作業及び啓開作業を実施するにあたり、電線等に接触している障害物等の除去作業で甲自ら実施することが、困難な場合、甲は乙に対し、現場の安全性を判断できる技術員の派遣を依頼し、甲は同技術員の指示に基づき、除去等を行う。

4 乙は、前項により、甲からの技術員の派遣要請に基づき、直ちに乙の技術員を派遣する。

5 甲は、乙に対して道路の早期開放のために必要な復旧作業及び啓開作業を依頼することができる。なお、依頼にあたっては協議の上、書面をもって行う。

6 乙は、前項の依頼が正当であると認めるときは、その依頼に応じて、可能な範囲において優先的、積極的に復旧作業及び啓開作業を実施する。

7 第1項又は第5項において、緊急を要するときは、甲及び乙は、相手方に対し口頭又は電話等で行うことができる。ただし、作業の実施後、第1項又は第5項に基づき手続きを行う。

- 8 災害などの状況により、応急措置を早期に実施するにあたってやむを得ない場合に限り、甲又は乙は第1項又は第5項の規定によらず、復旧作業又は啓開作業を実施することができる。ただし、甲及び乙がやむを得ず実施した復旧作業又は啓開作業は、第1項又は第5項に基づき手続きを行う。

(費用負担)

第4条 第3条第2項により甲が実施した復旧作業に要した費用については乙の負担とし、甲が乙に請求することができる。

2 乙は、前項による請求を精査し適当と認めた時は、速やかに甲へ費用を支払う。

3 第3条第6項により乙が実施した啓開作業に要した費用については甲の負担とし、乙が甲に請求することができる。

4 甲は、前項による請求を精査し適当と認めた時は、速やかに乙へ費用を支払う。

5 復旧作業及び啓開作業の請求の精査においては、別添の「災害時における障害物の除去等に係る復旧作業・啓開作業の費用負担」を基準とする。

(障害物等の保管、土地の一時使用)

第5条 乙は、復旧作業又は啓開作業を行った際における障害物等の移動先は、甲の指示に従う。

2 乙は、応急措置の円滑な実施に必要な場合に限り、障害物等を前項の移動先へ移動する際に、災対法及び道路法に基づく甲の指示により、他人の土地を一時使用できる。

(連絡体制)

第6条 甲及び乙は、広範囲の長時間停電発生時又は発生するおそれがある場合は、復旧作業及び啓開作業の連携等のため別図の「復旧作業および啓開作業における連携フロー」及び別表の「復旧作業、啓開作業の連絡体制」により連絡体制を確立する。

2 前項の連絡体制に係る各機関部署の窓口に変更が生じた場合は、随時更新のうえ、甲乙共有する。

(実施責任)

第7条 復旧作業及び啓開作業に係る関係機関への周知並びに第三者からの問い合わせ等の対応は、甲及び乙が連携して行う。

2 復旧作業及び啓開作業の協力を伴い発生した事故・災害への対応は、作業を実施した者が責任を持って行う。

(その他)

第8条 甲及び乙は、電力設備への被害が想定される箇所の予防伐採について、情報共有等の協力体制を図るものとし、甲及び乙は連携し可能な範囲において必要な措置を講じる。

(定めのない事項等)

第9条 本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年2月25日

千葉市中央区千葉港1番1号

甲 千葉市

千葉市長 熊谷 俊人

千葉市中央区富士見2丁目9番5号

乙 東京電力パワーグリッド株式会社

千葉総支社

千葉総支社長 吉田 恵一